

大阪市市税条例指定寄附金に関する事務手続きについて

〒大阪市 財政局

大阪市市税条例第 29 条の規定に基づき個人市民税の寄附金税額控除の対象として指定した寄附金又は金銭（指定寄附金等）を受領する法人又は団体におかれましては、本書をご一読いただき、下記のとおり、適切に事務を取り扱っていただきますようお願いいたします。

記

第 1 条例指定寄附金事務手続き専用電子メールアドレスの登録等について

1 条例指定寄附金事務手続き専用電子メールアドレスの登録のお願い

本市では、電子メールによる申請・届出の手続きをお願いしております。

つきましては、本市条例指定寄附金に関する手続き・連絡の専用電子メールアドレスについて、次のとおり登録手続きをお願いします。なお、すでに専用電子メールアドレスにより連絡させていただいている場合につきましても、確認のため、改めて登録手続きをお願いいたします。

また、ご登録後に、貴団体電子メールアドレスに変更が生じた場合は、お手数ですが、登録変更のご連絡をお願いいたします。

電子メールアドレス登録方法

下記の電子メールアドレス宛に貴団体の情報を記載のうえ送信をお願いします。

○専用電子メールアドレス：shizei-kifu@city.osaka.lg.jp

○登録メール送信手順

①メールの作成

電子メールに上記メールアドレスを入力、又は、右の QR コードを読み取り、電子メールの作成画面に進んでください。



④送信元のメールアドレスを登録いたしますので、できるだけ変更が生じないように、組織でご利用のメールアドレスなどにより登録をお願いします。

また、専用電子メールアドレスからは、様式などデータを送付することがありますので、受信可能なメールアドレスにより登録をお願いします。

②件名・本文の入力・送信

メールの件名・本文に、次の内容を入力の上、送信してください。

（件名）

【団体名称※】大阪市条例指定寄附金電子メールアドレスの登録

※団体名称部分は、貴団体の名称を入力してください。

（本文）

- 1 団体名称（正式名称を入力してください。）
- 2 電話番号
- 3 ご担当者様の氏名（本市からご連絡させていただくご担当者様）

2 ご案内メールの送信について

上記 1 によりご登録いただいたメールアドレスに対し、寄附金受領報告書の提出などのご案内メールを年 2・3 回程度送信させていただきます。

第2 寄附者への周知・書類の交付について

1 寄附金税額控除の適用者及び控除額

指定寄附金等を支払った個人（以下「寄附者」といいます。）で、指定寄附金等を支払った年の翌年の1月1日現在に大阪市にお住まいの方は、所得税の確定申告又は個人市民税の申告を行うことで、次の計算により、個人市民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。

$$(\text{指定寄附金等支払額}^* - 2 \text{ 千円}) \times 8\% = \text{寄附金税額控除額}$$

※総所得金額等の30%が上限となります。

2 寄附者への周知事項

寄附者に対して、添付の「大阪市が条例で指定する法人等に寄附された方へ」により、次の事項を周知してください。

- (1) 所得税の寄附金控除と個人市民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告をする必要があること。
- (2) 申告には、指定寄附金等の受領法人等が交付した寄附金受領証明書が必要であること。
- (3) 指定寄附金等を支払った年の翌年1月1日以前に、寄附者が大阪市外に転居した場合、転居先の都道府県・市区町村において貴法人・団体に対する寄附金が指定されていない場合は、寄附金税額控除の適用は受けられないこと。
- (4) 寄附金を支払った日現在の住所地の都道府県・市区町村が貴法人・団体に対する寄附金を指定していない場合でも、寄附金を支払った年の翌年1月1日以前に大阪市内に転居した場合は、個人市民税の寄附金税額控除の適用を受けられること。

3 寄附者への寄附金受領証明書の交付

寄附者に対して、次の事項を記載した寄附金受領証明書を交付してください。

- (1) 指定寄附金等を受領した旨
- (2) 指定寄附金等の受領法人等の名称又は氏名
- (3) 指定寄附金等を支払った者の氏名及び住所
- (4) 指定寄附金等の額
- (5) 指定寄附金等を受領した年月日

第3 本市への書類提出・申請手続きについて

1 寄附者名簿の作成・保存及び本市への受領報告書の提出

大阪市にお住まいの寄附者がいる場合は、提出期限までに、次の書類を電子メール又は郵送により提出してください。

なお、大阪市内にお住まいの寄附者がいない場合は、電子メール等によりその旨をご連絡ください。

提出書類

- (1) 「寄附金税額控除に係る指定寄附金等の受領報告書」 **第12号様式**

寄附者の住所、氏名、寄附金額及び受領年月日を記載して寄附者氏名の五十音順に作成

※大阪市ホームページに掲載のエクセル様式をご使用のうえ、できる限り電子メールにより提出してください。

※受領報告書（寄附者名簿）は、7年間保存してください。

- (2) 事業を行ったことを証する書類

事業報告書や活動報告書等、寄附金を受領した年に事業を行ったことが確認できる書類

※PDF又は書面で提出してください。

提出期限

毎年3月15日まで（対象：前年中（1月1日から12月31日）に大阪市民から受領した寄附金）

2 指定の有効期間の更新申請

指定の有効期間の満了の日以後も引き続き指定を受けられる場合は、申請期間内に、次の書類をPDF又は書面で、電子メール又は郵送により提出してください。

提出書類

- (1) 「寄附金税額控除に係る指定の有効期間の更新申請書」 **第10号様式**
- (2) 所得税における寄附金控除の対象であることを証する書類（※1）
- (3) 定款又は寄附行為
- (4) 登記事項証明書（3か月以内に発行された最新内容の履歴事項全部証明書原本又は写し）
- (5) 市内に事務所又は事業所を有することを証する書類（※2）
- (6) 「寄附金税額控除の指定等に関する調査の同意及び宣誓について」（※3）
- (7) 市内において市民の福祉の増進に寄与する事業を行っていることを証する書類（※4）

※1 公益社団法人、公益財団法人、国立大学法人、公立大学法人、社会福祉法人は、登記事項証明書により確認できるため不要です。

※2 登記事項証明書で確認可能な場合は不要です。

※3 添付の役員名簿には、定款又は寄附行為に記載されている役員、法人又は団体の運営に参加していると認められる全ての方について記載してください。

※4 事業報告書や活動報告書等、事業を行っていることが確認できる書類

提出期限

有効期間満了日の6か月前から2か月前まで

3 申請事項の異動届出

指定申請又は指定の有効期間の更新申請の事項に異動が生じた場合は、速やかに、次の書類をPDF又は書面で、電子メール又は郵送により提出してください。

提出書類

- (1) 「寄附金税額控除に係る指定の要件等の異動届出書」 **第11号様式**
- (2) 異動内容を証する書類

提出期限

異動が生じた場合速やかに

4 各種様式等

各種様式・記載例については、大阪市ホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。

（大阪市ホームページ）「都道府県・市区町村が条例により指定した寄附金について」

大阪市 条例指定寄附金 検索

（掲載場所）大阪市＞くらし＞税＞市税について＞個人市民税＞個人市民税の概要＞税額控除額の種類と計算＞市民税・府民税の寄附金税額控除制度について＞都道府県・市区町村が条例により指定した寄附金について



第4 提出先・お問い合わせ先

ご不明点等ございましたら、電子メール又はお電話でお問い合わせください。

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所6階）

大阪市財政局税務部課税課（個人課税グループ）

電話：06-6208-7751

メールアドレス：shizei-kifu@city.osaka.lg.jp